

X i サービス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

| [改 正] | [現 行] |
|---|---------|
| <p>附則（平成27年7月7日経企第747号） （実施期日）</p> <p>1 この附則は、平成27年7月16日から実施します。 （料金の支払いに関する経過措置）</p> <p>2 この附則実施前に、改正前の規定により支払い又は支払わなければならないX i サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 （海外1dayバケキャンペーン）</p> <p>3 この附則実施の日から平成27年10月31日までの間において、X i 契約者が海外1dayバケに係る利用開始認証（料金表第3表（国際ローミング利用料）の1（適用）の(7)に規定するものをいいます。）を完了したときは、当社はそのX i について、その利用開始認証に係る海外1dayバケ選択期間（料金表第3表（国際ローミング利用料）の1（適用）の(1)の2に規定するものをいいます。）において、定額対象事業者（DOCOMO PACIFIC, INC.及びTeleguam Holdings, LLC.に限ります。）が提供する国際アウトローミングを利用したデータ通信モードに係る通信について、料金表第3表（国際ローミング利用料）の1（適用）の(1)の2のウの規定を適用しません。</p> | |

F O M A サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

| [改 正] | [現 行] |
|---|---------|
| <p>附則（平成27年7月7日経企第747号） （実施期日）</p> <p>1 この附則は、平成27年7月16日から実施します。 （料金の支払いに関する経過措置）</p> <p>2 この附則実施前に、改正前の規定により支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 （海外1dayバケキャンペーン）</p> <p>3 この附則実施の日から平成27年10月31日までの間において、FOMA契約者が海外1dayバケに係る利用開始認証（料金表第3表（国際ローミング利用料）の1（適用）の(7)に規定するものをいいます。）を完了したときは、当社はそのFOMAについて、その利用開始認証に係る海外1dayバケ選択期間（料金表第3表（国際ローミング利用料）の1（適用）の(1)の2に規定するものをいいます。）において、定額対象事業者（DOCOMO PACIFIC, INC.及びTeleguam Holdings, LLC.に限ります。）が提供する国際アウトローミングを利用したデータ通信モードに係る通信について、料金表第3表（国際ローミング利用料）の1（適用）の(1)の2のイの規定を適用しません。</p> | |